

インターネットモニタリング事業業務委託仕様書

1 事業の目的

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生している。愛知県人権尊重の社会づくり条例において、人権課題として個別に取り上げている部落差別、在留外国人及び性的少数者の他、特に差別を助長する書き込みが懸念される障害者、感染症の5分野について、県内におけるインターネット上の悪質な書き込み等の実態を把握するためのモニタリングを実施する。

2 業務内容

(1) インターネットモニタリング

ア モニタリングの対象

以下の①から⑤を対象にモニタリングを行うこと。

- ① 愛知県内の部落差別について、特定の地域（地名）を被差別部落（同和地区）とする表現及び誹謗中傷、差別を助長する書き込み等
- ② 愛知県内の在留外国人に対する誹謗中傷、差別を助長する書き込み等
- ③ 愛知県内の障害者に対する誹謗中傷、差別を助長する書き込み等
- ④ 愛知県内の性的少数者に対する誹謗中傷、差別を助長する書き込み等
- ⑤ 愛知県内の感染症に関する誹謗中傷、差別を助長する書き込み等

※対象とする感染症については、感染症法に定義される第1類感染症から第4類感染症及び新型コロナウィルス感染症は必須とし、その他追加すべき感染症は、受託者提案の上、県と協議し決定する。

イ モニタリング対象メディア

モニタリング対象メディアはインターネット上閲覧可能な動画視聴サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスや掲示板等のサイト5つ程度とし、受託者提案の上、県と協議し決定する。

なお、契約期間中、モニタリング対象メディアについて、必要に応じ、適宜追加・変更できるものとする。

ウ 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

エ モニタリング実施方法

（ア）検索キーワードを定め、検索サイト等を利用し、2（1）イで決定した対象メディアへの書き込み等のモニタリングを行うこと。なお、検索キーワードは、事前に県と協議の上、決定する。

また、契約期間中、検索結果や社会情勢の変化に応じ、適宜協議の上、検索キーワードを追加・変更できるものとする。

（イ）検索実施回数については、2（1）ア①～⑤各分野の検索キーワードの変遷や効果的な検索方法との兼ね合い等を鑑み、企画すること。

なお、週1回報告を行うため、週1回以上の頻度で検索すること。

(ウ) 検索により収集された情報から、誹謗中傷や差別を助長する書き込み等、人権侵害のおそれがあるものを抽出すること。

オ モニタリング状況の報告方法

(ア) 報告書は2 (1) ア①～⑤の分類がわかるようにExcelで作成し、週1回報告すること。また、1月分の報告件数及び投稿の傾向等をまとめた月報を提出すること。

(イ) 報告書には、以下の内容を必須とする。

- ・モニタリング日
- ・投稿日時
- ・投稿内容全文
- ・投稿のあったインターネット上の情報の場所（メディア名・URL等）

(ウ) 最終的に、全契約期間のモニタリング結果を分析し、まとめた業務報告書を作成すること。

(2) 相談等について

2 (1) に関わらず、以下の事項に対応すること。

ア 県からの相談に対する助言・支援について

- ・県が実施する人権相談業務における個別の案件に関する削除申請対応の相談やその他質問等、県の求めに応じ、助言及び支援を提供すること。
- ・事案により削除申請することで新たなトラブルを引き起こすなど、状況が悪化する事態を避けるため、適宜、過去の事例を参考に、削除申請の適否等について助言を行うこと。

イ 県民に対する削除申請方法等の助言・支援について

- ・インターネット上の悪質な誹謗中傷や個人情報の掲載等の被害を受けている県民に対して、求めに応じ、削除申請方法等について、助言及び支援をすること。
- ・事案により削除申請することで新たなトラブルを引き起こすなど、状況が悪化する事態を避けるため、適宜、過去の事例を参考に、削除申請の適否等について助言を行うこと。
- ・助言及び支援をする際には、弁護士法(昭和24年法律第205号)違反の疑いが生じ得る行為は行わないこと。

・相談の受付方法について、県民から受託者に直接相談できる体制を整備すること。

ウ 県民への助言・支援に関する報告について

- ・受託者が県民に助言及び支援した内容について、その都度、電子データにより県へ報告すること。

3 業務完了届について

受託者は、全ての業務完了後、遅滞なく業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

4 その他

(1) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対

応し解決すること。

(2) 本件に関して、疑義が生じた場合及び本件仕様書に記載のない事項等については、県と協議すること。